

— 社会保障・税番号制度 —

マイナンバー！その影響と対策①

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



平成27年10月から各個人に番号「マイナンバー」が通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の分野で番号の利用開始が予定されています。

この制度は、番号を取得する全ての個人と全ての法人に関わる制度です。全ての企業は、平成28年1月以降、社会保障と税の手続きに対応することが義務付けられることになります。少なくとも平成29年1月末までのわずか1年余りの短期間で、企業は全従業員に加えてその従業員家族の個人番号という個人情報、企業自らの努力によって収集し、かつ厳重に管理しなければなりません。その上、個人情報保護法と番号法という法のもと、その対応を間違えれば厳しい罰則の対象にもなりかねません。

このように、事業者にとって大きな影響が予想される新制度の導入が目前に迫り来る状況であるにもかかわらず、企業の新制度への関心は低く、とりわけ中小企業においてはその対策についての検討がほとんど行われていない現状であることがうかがえます。

そこで、今月号では、影響が予想される多くの中小企業が、この制度について真剣に検討してみようというきっかけになることを期待しつつ、社会保障・税番号制度についてその概要を確認し、どのような影響があるかをみていきたいと思います。影響に対する対策については、7月号での検討を予定しています。

〔質問1〕

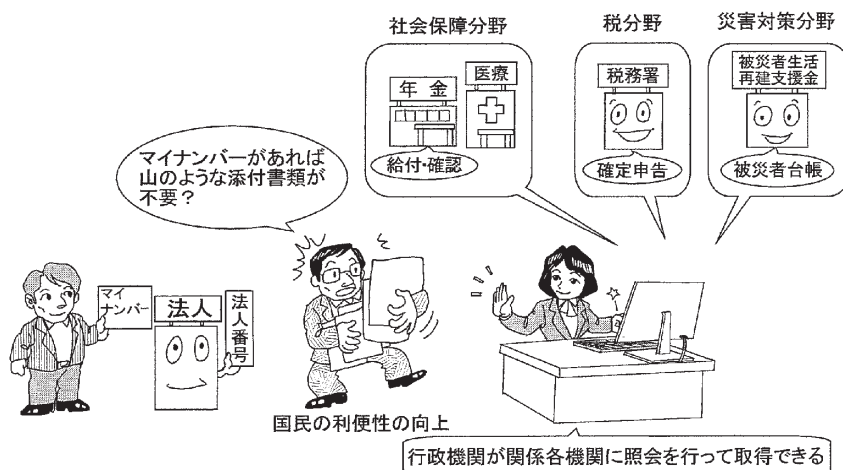
平成28年1月からスタートする番号制度の導入目的やその対象はどのようなものですか。

〔回答〕

社会保障・税番号制度は、平成25年5月に成立、公布された番号関連4法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」等に基づいて導

入される制度です。

番号制度は、国民一人に一つの個人番号（マイナンバー）を付し、法人等に対して法人番号を付して、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するためのものです。番号制度は、日本国内の全住民、全法人に重複のないように番号を付し、複数の行政機関等において同一人物の情報を紐付けしたうえで、相互に活用しようとするものです。マイナンバー制度の導入目



的及び対象分野は概ね次のような内容となっています。

(1) 導入の目的

番号制度は、共通の社会基盤として番号を利用することによる、①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性の向上、③行政の効率化を目的としています。

(2) 対象となる分野

マイナンバー制度の対象としている分野は、①社会保障、②税、③災害対策に限定されています。災害対策は、災害時に行政等が被災者支援に利用することを想定しています。法人が関係するのは、通常、社会保障分野と税分野の2つに限定されます。

個人番号の利用範囲は、番号法第9条別表第一により、図1の範囲が示されています。

〔質問2〕

日本国内の全住民・全法人に付される番号とはどのようなものですか。

〔回答〕

1. 番号制度には大きく個人番号（マイナンバー）と法人番号とがあります。個人番号と法人番号の違いは図2に示されます。

(1) 番号制度の番号の特徴

●個人番号（マイナンバー）

- ① **悉皆性**（住民票を有する全員に付番）
- ② **唯一無二性**（一人一番号で重複のないように付番）
- ③ **視認性**（見える番号）「民-民-官」の関係で流通させて利用可能
- ④ **最新の基本4情報**（氏名、住所、性別、生年月日）

図1：個人番号の利用範囲

社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ハローワーク等の事務等に利用。
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等に利用。
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 被災者台帳の作成に関する事務に利用。
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		

内閣官房社会保障改革担当室/内閣府大臣官房番号制度担当室平成26年10月版「マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料」P.12 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf

図2：個人番号と法人番号の違い

	個人番号	法人番号
桁数	12桁	13桁
通知元	市町村長	国税庁長官
指定を受ける対象	市町村の住民（個人）	国の機関・法人・団体
通知方法	通知カード	書面通知
通知時期	平成27年10月以降	平成27年10月以降
利用目的の制限	あり 社会保障・税・災害対策に限定	なし 限定なし
番号の検索	不可	可
開示	利用範囲外の開示禁止	原則公開

と関連付けられます。

●法人番号

上記①～③の特徴を有し**2情報**（名称、住所）と関連付けられます。

(2) 個人番号の通知

個人番号の通知は、住民登録をしている市町村から「通知カード」が各世帯に送付されます。新生児から老人まで、「個人番号カード」保有者を除き、一人一枚このカードを保有します。法人番号については国税庁からの書面によって法人に通知されます。

(3) 番号の変更

結婚、転居などで個人番号が変わることはなく、同じ番号を一生使うのが原則です。番号が気に入らないなどの理由では、番号の変更を請求することはできませんが、個人番号が漏洩して不正使用のおそれがある場合に限り、個人番号の変更が認められます。この場合、市町村長は、本人からの請求、又は職権により、個人番号を変更することができます。

法人番号については変更することはできません。

(4) 住民票への個人番号への記載

住民票の写しや住民票記載事項証明書を取得する際に、本人が希望すれば個人番号が記載されたものが交付されます。

(5) 国外に居住している場合の適用

国外に居住している日本人には、個人番号が交付されません。平成27年10月以降に国内で住民登録をしたときに、個人番号の指定が行われます。個人番号を指定されてから国外へ転出し、日本に再入国した場合は、転出前と同じ番号を利用します。

〔質問3〕

どのようなスケジュールで番号制度は導入されることになりますか。

〔回答〕

各個人に、平成27年10月から12月の間で、個人番号と基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）

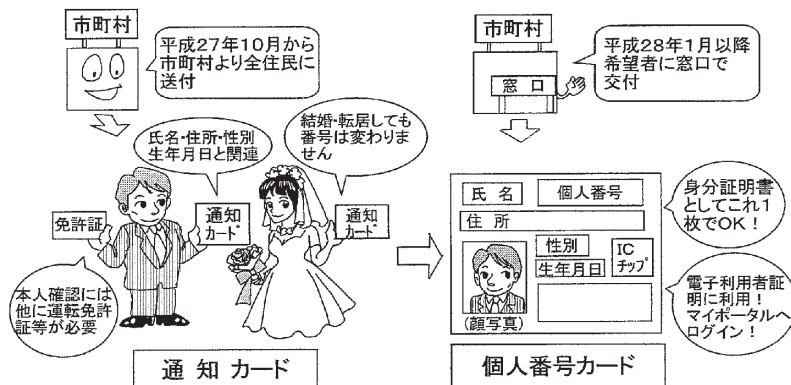
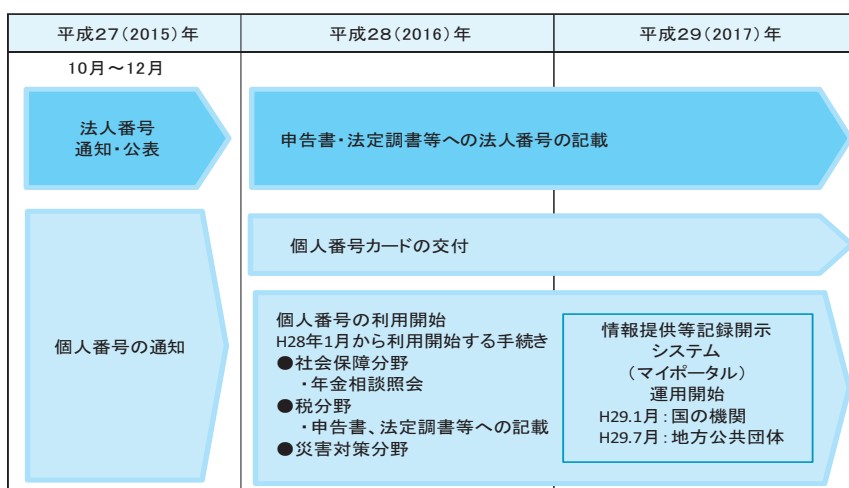


図3：番号制度の導入スケジュール



が記載された「通知カード」が郵送されます。

平成28年1月以降、希望者の申請により、個人番号と基本4情報がICチップに記録された顔写真付きの「個人番号カード」が交付されます。

スケジュールの概要は図3のように示されています。

※情報提供等記録開示システム（マイポータル）には、次の機能が予定されています。

- ① 自分の特定個人情報を、いつ、だれが、だれに、なぜ情報提供したかを確認する機能
- ② 行政機関が保有する自分に関する特定個人情報について確認する機能
- ③ 行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できる機能

〔質問4〕

「通知カード」と「個人情報カード」にはどのような違いがありますか。

〔回答〕

様式や交付方法、用途や利便性などについては、図4のような違いがあります。「個人番号カード」は従来の住民基本台帳カードの後継カードとしての位置づけもあり、個人番号カードが発行された場合は、従前発行されていた住基カードは無効になります。

〔質問5〕

通知カードや個人番号カードには重要な情報が含まれますが、プライバシー情報は守られるのでしょうか。また、個人番号はどのように扱われるのでしょうか。

〔回答〕

- (1) 番号法の制度面の保護措置

番号制度はすべての事業者、行政機関、地方公共団体、全国民に関係する制度であるため、番号法では、個人情報の定義等を一般法である個人情報保護法等に依拠して定めています。

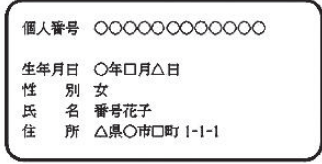

さらに、特定個人情報といわれる個人番号を含む個人情報は、番号によって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置を番号法で上乘せしています。また、小規模事業者は、個人情報保護法の義務の対象外ですが、番号法の義務は規模にかかわらず全ての事業者に適用されます。

- (2) 個人番号の利用

個人番号を扱うことができるのは、個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者です。

個人番号利用事務実施者は、自らの業務で個人番号を利用します。個人番号関係事務実施者は、自らの業務で個人番号を利用するわけではありませんが、行政機関が個人番号を業務利用する際に

図4：通知カードと個人番号カードの違い

	通知カード	個人番号カード
様式	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号と基本4情報を券面に記載。 顔写真なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本4情報と顔写真を表面に記載。 個人番号は裏面に記載。 個人番号と基本4情報をICチップに記録する。 
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> 付番対象者に、平成27年10月から12月の間に郵送で交付するため、来庁の必要なし。 手数料なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月以降、希望者に交付。 市町村が作成し、窓口で本人確認を行った上で交付する。 手数料は無料の方向で検討。
有効期限等	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを受けるまでの間。 個人番号カードを受けるときに返納する。 引越等により記載内容に変更があった場合は、市町村に転入届を出すときに同時に提出して、記載内容を変更してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 発行時の年齢が20歳以上の場合は10年間、20歳未満の場合は5年間。 引越等による記載内容の変更は同左。
用途・利便性	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関等の窓口等で個人番号の提供を求められた際に、他の本人確認書類とともに利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明書としての利用。 個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）。 市町村、行政機関などによる付加サービスの利用。 電子証明による民間部門を含めた電子申請・取引などにおける利用。
本人確認（対面）	<p>通知カードに加えて下記のいずれかを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運転免許証、パスポート、在留カードなど。 ②官公署から発行された書類等で、写真の表示があり、氏名と生年月日又は住所が記載されているもの。 	個人番号カードのみ。

補助的に扱います。個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者の違いは、図5のように示されています。

(3) 番号制度での規制と罰則

番号法では、個人番号の不正使用を防止すると

いう観点から、特定個人情報の盗用などについては、行政機関個人情報保護法などに比べて、法定刑が格段に重くなっています。番号法における個人番号の取扱いの罰則等として、図6の内容が示されています。

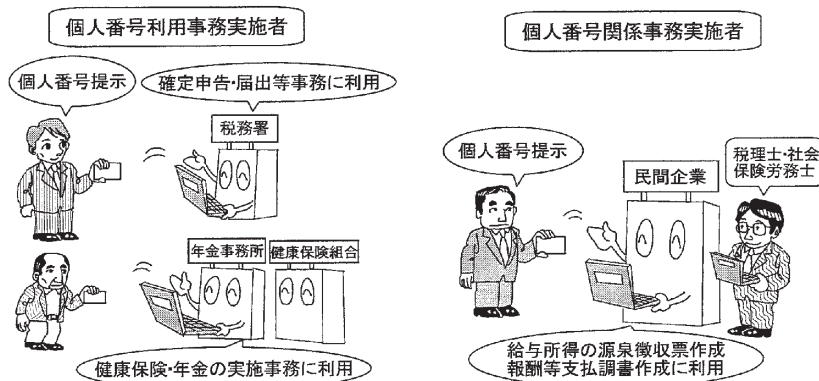


図5：個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者

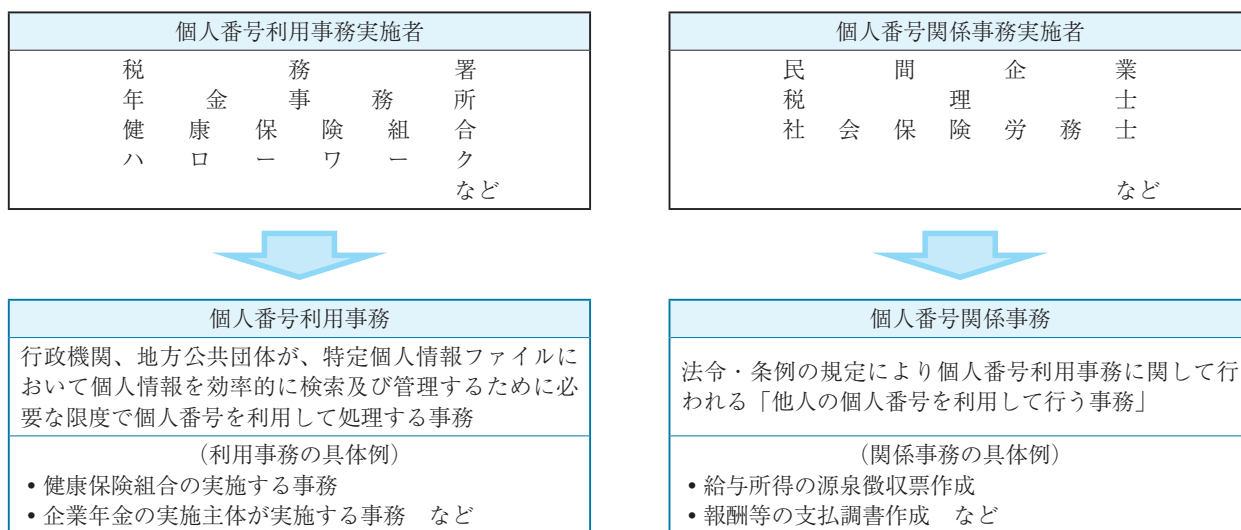


図6：番号法における個人番号の取扱いの罰則等
〔国の行政機関や地方公共団体の職員などに主体が限定されているもの〕

主 体	行 為	法 定 刑
情報連携や情報提供ネットワークシステムの運営に従事する者や従事していた者	情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 or 併科
国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員	職権を乱用して、職務以外の目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書などを収集	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員	職務上知ることのできた秘密を洩らし、または盗用	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金

〔民間事業者や個人も主体になりうるもの〕

主 体	行 為	法 定 刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者	正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万円以下の罰金 or 併科
	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、or 盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 or 併科
主体の限定なし	人を欺き、暴行を加え、or 脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	6か月以下の懲役 or 50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否、検査妨害など	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

事業者の個人番号に対する安全管理措置が不十分であったとしても、それだけでは罰則の対象にはなりません。特定個人情報保護委員会からの改善命令に従わず、また検査拒否等をした場合に罰則が科されることとなります。

法人の代表者等、又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人、又は人に対しても各罰金刑が科されます。